

高知県こうち農業確立総合支援事業事務取扱要領

第1 趣旨

高知県こうち農業確立総合支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、高知県補助金等交付規則、交付要綱、高知県こうち農業確立総合支援事業実施要領に定めるところであるが、これらに定めるものを除いては、この取扱要領の定めるところによるものとする。

第2 事業実施計画書の提出等

- （1）各市町村担当課は、所轄の農業振興センター（畜産関連事業については、家畜保健衛生所とする。以下「農業振興センター等」という。）との協議を踏まえ、事業実施計画書等を作成するものとし、農業振興センター等は、専門的見地に立って、その作成に適切なアドバイスを行わなければならない。
- （2）各市町村担当課は、農業政策課が指示する日までに事業実施計画書等を農業政策課及び農業振興センター等に提出しなければならない。
- （3）農業政策課は、必要と認める場合は、農業振興センター等からヒアリングを実施するものとする。
- （4）「土地基盤整備事業実施に関する事業の精算及び技術援助についての協定書（S. 60. 6. 1）」に基づき、設計金額が1,000万円以上の基盤整備事業がある場合には、事業実施計画書等の提出を受けた農業振興センターは、当該設計書（変更設計書の場合を含む。）の審査をしなければならない。
- （5）こうち農業確立総合支援事業実施要領第2の（1）の⑤に定める費用対効果「1」以上の算出にあたっては、別表1「事業効果の評価視点」を参考に示すので、必要に応じて活用すること。

第3 当初の事業実施計画書提出後の取扱い

- （1）何らかの理由によって当初の事業実施計画書の提出（以下「1次協議」という。）が期限に間に合わなかった場合は、1次協議の採択状況に応じて、予算の範囲内で、農業政策課が別に指示する日を定めて2次募集を行い、市町村担当課は、第2の規定に準じて事業実施計画書等を提出（以下「2次協議」という。）するものとし、これ以降も同様に取り扱うこととする。
- （2）1次協議に係る審査会において採択が保留となったものは、農業振興センター等が、当該保留となった事業実施計画書を提出した市町村担当課に対し、審査会における指摘を踏まえ修正を指示しなければならない。市町村担当課は、農業振興センター等が定める日までに、農業振興センター等に修正内容の確認を受けた上で、農業政策課及び農業振興センター等に修正した事業実施計画書等を提出しなければならない。
- （3）（2）の修正した事業実施計画書等が期限までに提出されない場合又は（2）の規定により市町村担当課から提出された事業実施計画書等が指示の内容を満たしていないと認められる場合は、当該計画書は取り下げられたものとみなす。

第4 補助金の概算払について

県からの補助金の支払は、精算払によることを原則とする。ただし、事業実施主体ごとに事業が完了した場合は、市町村長等は、当該事業実施主体に係る補助金について請求することができるものと

する。

この場合において、市町村長等は、概算払請求書（交付要綱第10条に規定する別記第8号様式）により、当該年度の1月末日までに市町村長等の補助金検査調書等を添付し、請求することとする。

第5 農業振興センター等の協力

- （1）第2のとおり、農業振興センター等は、事業計画書等の作成段階から、全ての事業について参画、助言及び支援を行うものとする。
- （2）事業の進捗状況及び完了の確認
農業振興センター等は、事業の進捗状況及び完了の確認に当たって、農業政策課より協力を求められた場合には、現地調査及び検査等の実施に協力するものとする。

第6 地権者等からの事業実施の同意

事業実施主体が基盤整備事業等を実施する際に地権者等の同意が必要な場合は、あらかじめその同意を得ておかなければならない。この場合において、市町村長等及び事業実施主体は、必要な措置及び適切な処理を行い、用地等の権利関係を整理しておかなければならない。

第7 土地改良法に基づく手続

- （1）基盤整備事業において、換地が生ずることによって土地改良法に基づく手続が必要な場合は、その内容確認について農業基盤課が協力し、事務処理は農業政策課が行うものとする。
- （2）「土地改良事業計画に対する専門技術者の調査報告」は、各市町村長等が外部に委託することによって作成するものとする。

第8 災害の報告

本事業によって取得し又は効用の増加した施設が、天災その他の災害を受けたときには、事業実施主体又は管理主体は、直ちにその旨を市町村長等に届け出るものとする。

届け出を受理した市町村長等は、当該施設の所在、事業種目、滅失又はき損の原因、被災の程度等について調査確認するとともに、調査意見及び被害写真等を付して、被災した日から起算して7日以内に別記第1号様式による災害報告書を知事に提出し報告するものとする。

なお、財残処分に該当する場合は、補助金等に係る財産処分について（H. 20. 11. 28 付け高財政第210号）に基づき、速やかに手続きを開始するものとする。

第9 法定耐用年数のない事業に係る財産処分期間

農地の障害物（遊休ハウス及びその付帯設備）の撤去及び整地に係る基盤整備事業を実施した場合は、事業完了後5年間の耕作を条件とする。

第10 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく手続き

基盤整備事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続きに従うものとする。

別表 1

事業効果の評価視点

視点	内容（例示）
収益向上効果	収量の増加
	品質の向上
	販売金額の増加
	規模拡大
生産性向上効果	労働時間の短縮
	規模拡大
コスト削減効果	生産費の削減
	復旧費用や維持管理経費の削減
地域活性化効果	地域資源の加工による収益の増加
	就業機会の増加による雇用の増大
生産維持効果	耕作放棄防止により維持できる収益等
景観・環境保全効果※	都市農村交流による収益の増加
	地域イベント等による収益の増加
災害防止効果	水害等防止効果（被害額の削減など）等
水源かん養効果	地価水障害（不足量）軽減等を算定

※指定棚田や段々畑等の景観に配慮した取り組みを行う場合に限る。